

受動的所得に関するオフショア所得非課税制度の改正税務条例が成立

1. 受動的所得に関するオフショア所得非課税制度の改正税務条例が成立

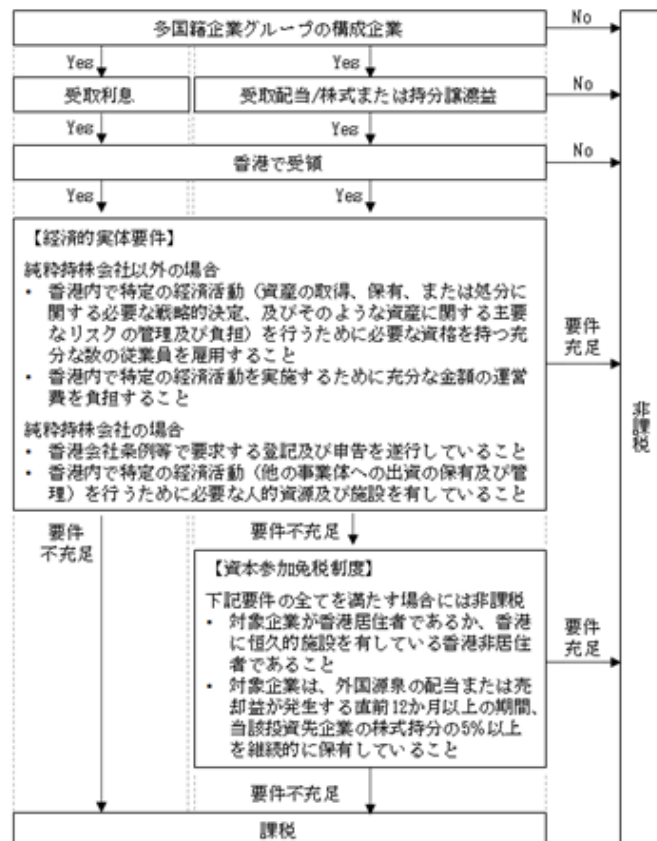
香港立法会は2022年12月14日、香港で実質的に経済活動を行っていない多国籍企業について、海外からの一部の受動的所得に課税を義務付ける内容を盛り込んだ税務条例の改正案を可決しました。本改正案は2023年1月1日から施行となります。

かねてからEUは、香港で実質的に経済活動を行っていない多国籍企業の海外からの一部の受動的所得が非課税となっていることについて、国際的な二重非課税につながる恐れがあるとして税務面の協力に関する監視リストに香港を追加しており、これに対応するための改正となります。

多国籍企業の構成企業は、その事業規模の大小に関わらず対象となるため、日系企業の香港現地法人は原則として本改正の対象となりますが、外国子会社からの利息、配当、持分譲渡益に関しては、香港で実質的な経済活動を行っていれば、今後も非課税とされます（経済的実体要件）。

今回の改正案をフローチャートにすると以下の通りとなります。なお、全体像を明らかにするため記載を簡略化しており、今回の改正案を網羅しているものではありませんので、詳細は税務の専門家までお問い合わせ下さい。

【改正案のフローチャート】





2. コロナ規制を全面撤廃

香港政府は 2022 年 12 月 28 日、新型コロナウイルスの感染防止策として実施してきた各種規制を 12 月 29 日からほぼ全面的に撤廃すると発表しました。マスクの着用義務は継続されるものの、入境者の PCR 検査義務や、飲食店の店内利用などにコロナワクチン接種済みであることを求める「ワクチンパス」制度は廃止となります。入境者にはこれまで香港到着日と 2 日後に PCR 検査、到着の翌日から 5 日後まで迅速抗原検査を毎日実施するよう義務づけていましたが、今後は不要となります。

フェアコンサルティング香港

(Fair Consulting Hong Kong Co., Limited)

香港九龍海港城海洋中心 16 樓 1629A-30 室

電話：+852-2156-9698

担当：山口 (YAMAGUCHI) 日本国公認会計士

ka.yamaguchi@faircongrp.com

「FCG 中華圏 ニュースレター」本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板の掲載等はお断りいたします。

「FCG 中華圏 ニュースレター」で提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用ください。

フェアコンサルティンググループでは、できる限り正確な情報の提供を心掛けておりますが、「FCG 中華圏 ニュースレター」で提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、フェアコンサルティンググループ及び執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。